

平成 30 年 第 2 回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤清明

質問	答弁
<p><b>1 新たな統一的公会計基準の活用について</b></p> <p>平成27年1月に国から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、全自治体に対し統一モデルによる財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請があり、本市も平成28年度決算から作成している。</p> <p>そこで、以下3点伺う。</p> <p>(1) 平成21年度決算から本市が採用していた「基準モデル」と新たな統一的公会計基準の主な変更点について伺う。</p> <p>(2) 平成30年度の予算編成へどのように活用したか伺う。</p> <p>(3) 市民、議会等への説明責任、業務の効率化、固定資産の適正な管理、他団体との財政比較、PFI等への活用など、今後、どのように展開していくのか伺う。</p>	<p><b>1 (1) (2) 松原財務部長</b></p> <p>企業会計を除く、地方公共団体の会計制度は、現金主義・単式簿記による会計方式を採っている。しかし、この方式では、資産・負債のストック情報や原価償却費、退職手当引当金などが把握できないことから、財政の透明性を高め、市民や議会等への説明責任をより適切に果たすため、現金主義の足りないところを補う狙いで平成12年度から公会計改革に取り組むことになった。国は平成26年度から28年度にかけて全国一律に適用する基準を定めるとともに、この統一的な基準による財務書類の整理を原則として平成29年度までに行うよう各地方公共団体に要請し、本市もこれに平成28年度決算から対応したものである。統一的な基準は、固定資産台帳や複式簿記による財務書類の作成という点で、基準モデルの流れを汲むものであり、規模や財政力などが異なる地方公共団体が全国一律で取り組むことができるよう、財務書類の作成負担を軽減する方向で基準が簡素化された。簡素化された代表的な例として、土地の評価を再調達価額でなく取得価額に固定したことや、昭和59年以前に取得した道路・河川等の低地を一律、備忘価額1円としたことなどがある。基準モデル、改訂モデル、東京都方式など複数あった会計基準が統一されたことから、多くの他団体との相対比較が可能となり、本市の立ち位置をより客観的に捉えることが可能となった。また、有形固定資産の減価償却の度合いを示す、有形固定資産減価償却率のような、新たな指標が追加されるなど、分析手法や活用方法などの研究も進められているところである。本市においても、財務書類の積極的な活用に向けて国、県や大学が主催する研究会に参加し、研究を進めているところである。さらに、予算編成においても初期投資だけでなく、維持管理や減価償却も踏まえた収支見込に基づく施設整備の検討や適正な受益者負担に基づく使用料の設定において、コスト計算などに財務書類を利用している。今後も先進自治体における財務書類の活用事例等を研究し、活用を図っていく。</p> <p><b>1 (3) 長田副市長</b></p> <p>全国的な統一的な基準による地方公会計の取り組みでは、財政状況や資産・負債の情報の見える化と他都市比較、また、固定資産台帳の整備による公共施設等のマネジメントの効率化に向けた活用などが期待されている。本市としても各種財政指標等の、他都市比較と分析を行い「財政のすがた」やホームページにわかり</p>

質問	答弁
<p>2 公文書管理について</p> <p>国会では情報公開や公文書管理のあり方にかかわり、行政文書の定義、保存期間、行政文書の不存在をめぐる問題が続いている。これは、情報公開制度が制定されて以来、絶えず問題になってきたことでもある。</p> <p>平成23年4月から公文書管理法が施行され、行政機関は行政文書の管理について法令上の義務を明確に負うこととなり、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないと規定しており、公文書管理条例制定などの努力義務が課されている。</p> <p>公文書は管理をするためだけに作成するわけではなく、あくまでも一義的には適切な行政活動を担保し、組織内部で経緯と経験を共有し、検証可能にしていくな公文書の役割が徹底されることで、はじめて「市民共有の知的資源」の質が確保され、市民の知る権利も保障されるものである。</p> <p>そこで、以下3点伺う。</p> <p>(1) 「浜松市公文書管理条例」を制定すべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 歴史文書としての移管先の確保と、公文書館の設置をしてはと考えるがどうか伺う。</p>	<p>やすく掲載するなど、市民や議会への財政状況の説明の充実を図っていく。</p> <p>また、資産管理においては、固定資産台帳の情報を活用し、公共施設の老朽化の度合いや利用状況、維持管理コストなどをまとめた施設カルテを公表しており、毎年度のP D C Aサイクル実行の手段として利用しているところである。今後においても、施設カルテや道路などのインフラ資産も網羅した固定資産台帳を活用し、維持管理の適正化や管理資産の総量縮減、P F I や民間提案など民間活力の導入に取り組んでいく。</p> <p>2 (1) (2) (3) 川嶋総務部長</p> <p>公文書は市民の財産であり、文書の管理は行政事務の基本であると考えている。本市においては、平成21年4月に文書管理システムを導入し、文書の検索を容易とするとともに、ペーパーレス化を図った。また、毎年度、各課の文書主任と新規採用職員に対して、文書管理についての研修を行ってきた。また、公文書の管理については、地方自治法で市長が行うべき事務とされているため、本市では、規則を定めて行ってきた。他の政令市においても、条例を定めた4市を除き、規則等で定めている。</p> <p>歴史的公文書については、平成26年に保存基準を定め選別の上、全庁で保存することとした。課題としては、全体で約2,100箱ある歴史的公文書を一元的に管理しておらず、目録が未整備のため検索が容易でないことと、永年保存文書が毎年増え続けていることが挙げられる。これらに対応するため、今年度は歴史的公文書を含め、各課で保存している文書の量を調査し、必要となる保管スペースの見積りをしていく。これと同時に、歴史的公文書の市民への提供手法を情報公開制度に則って行うべきか、別に条例を定めて行うべきか、文書の保存年限が適切かどうか等について、更なる検討を行うとともに、公文書館の機能を備えた施設の設置については、既存施設の有効活用を含め、検討していく。</p> <p>次に、3点目。本市では、文書管理システムを導入し、文書を電子化することにより、ファイリングの特徴である文書の共有化が実現し、文書検索が容易になった。しかし、文書管理システムで管理できない一部文書を職員個人が保管し、あるいは、文書管理システムで管理しながらも複数の職員が写しを保管する状況もみられることから、今後も組織内での文書の共有化などファイリングの徹底に努めていく。</p>

質問	答弁
<p>(3) 公文書管理の規律の確保と、公文書による説明責任の徹底を通じた信頼性の確保のために、ファイリングシステムを含めた公文書管理の仕組みを見直すべきと考えるがどうか伺う。</p> <p><b>3 ユニバーサルデザインによるまちづくりについて</b></p> <p>(1) 緊急時における高齢者や視覚、聴覚、言語機能及びそしゃく機能に障害がある人、また、電話での会話が困難な人に対するの対応が不十分であり、更なる充実のためにスマホ等を中心としたコミュニケーションツールを確立するべきと考える。</p> <p>ア 2011年の東日本大震災では、犠牲者のうち障害者（障害者手帳の所持者）の割合は約2%に上り、全体平均の2倍との調査結果が出ている。</p> <p>風水害など自然災害時の避難情報等は、今後、プロポーザルにより新たな災害情報伝達システムを決定していくことになるが、その中で特に高齢者、視覚・聴覚障害者などへ確実に情報伝達できるよう、どのような視点で構築していくのか伺う。</p> <p>イ 市役所等の公的機関や災害時の避難所における備品に、手話・字幕付き放送「目で聴くテレビ」などが視聴できる聴覚障害者専用情報受信装置を入れるべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>ウ 聴覚・言語などに障害のある人のための通報システム「浜松市メール119システム」の登録者数は、全対象者に対してFAXも含め51人と少ない状況にある。</p>	<p><b>3 (1)ア、イ 宮城危機管理監</b></p> <p>新たな災害情報伝達手段については、平成27年度に策定した「基本構想」において、現在運用しているシステムの課題をもとに整備方針を定めている。その中で、高齢者、視覚・聴覚障害者に対する情報配信が十分ではないという問題点を踏まえた整備方針としては、「プッシュ型の情報伝達を確保すること」、「音声及び文字情報が各個人もしくは世帯の情報端末に届くこと」としている。こうした整備方針に基づき、本年5月に公募型プロポーザル方式により提案募集を開始した。システムの要求仕様においては、高齢者の視点から、「容易な操作性と文字の大きさへの配慮」、視覚障害者の視点からは、「音声通知と録音・再生機能」、聴覚障害者の視点からは、「文字だけでなく視覚的に通知する機能」などを求めている。提案のテレビで手話・字幕付き放送を視聴できる聴覚障害者専用情報受信装置の導入については、聴覚障害者の皆様が、災害情報を入手する手段の一つであるので、市が採用する新たなシステムを踏まえて、研究していく。今後、事業者からの提案を受け、最も優れた提案を特定し、平成32年度末までに、配慮を必要とする皆様に対して、確実に情報配信ができるシステムを構築していく。</p> <p><b>3 (1)ウ 鶴飼消防長</b></p> <p>「Net119」システムは、平成29年に総務省消防庁により構築されたシステムで聴覚・言語などに障害がある方がスマートフォン等から簡単な操作で119番通報ができるGPS機能を利用して位置情報を消防に送信することができる。この機能は、特に外出先など自宅以外の場所からの通報において効果があるとされている。こうしたことから、今後、本市においても「Net119」を含め、このような機能を有する新たなシステムについて情報収集し、導入に向け調査・検討していく。また、システム導入の際には、消防局のホームページへの掲載や関係団体のご協力を得てより多くの方に登録していただき、聴覚・言語などに障害がある方々が安心して暮らせるよう努めていく。</p>

質問	答弁
<p>自身の病気や事故等の緊急事態に的確に通報できるシステムである「NET119」を早期に導入し、対象者全員に対応できるようにすべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 2020年ブラジルパラリンピック選手団の事前キャンプ受け入れなどが控えているこの時期を契機に、全ての人が容易に情報へアクセスできる環境を整備すべきと考えるが伺う。</p> <p><b>4 学校教育について</b></p> <p>(1) 本年4月に「浜松市立中学校部活動運営方針」いわゆるガイドラインが示され、部活動の教育的意義の大きさを認めつつ、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化など今日的な課題に対する取り組みを行うこととなった。さまざまな課題を解決し、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がればと考える。</p> <p>そこで、以下2点伺う。</p> <p>ア 地域の民間企業、大学、教員OB等へ協力を要請して人材確保してはと考えるがどうか伺う。</p> <p>イ 将来、部活動がクラブ化する方向に進む中、地域における部活動指導員の人材確保は必要と考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 平成32年度からの新学習指導要領により、小学3・4年生で年間35時間の外国語活動、5・6年生で年間70時間の外国語を実施することになるが、教員の負担が増し不安の声が上がっている。また、それに伴い、中学校での難易度も増してくる。</p>	<p><b>3 (2) 山下市民部長</b></p> <p>情報通信技術によるインフラ整備やスマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及により、情報アクセスを取り巻く環境は大きく変化している。2020年ブラジルパラリンピック選手団の事前合宿受入を契機に、言語や年齢、障がいの有無に関係なく全ての人が容易に情報を手ででき、必要な情報へのアクセスが保障される環境づくりが大変重要となってくる。現在、U・優プランⅡに基づき、ICTを活用した様々な取組を進めており、広報はままつを多言語で読む、聞くことができるサービスなどを行っているところ。2020年に向け、新たにスマートフォンや電子掲示板などに音声情報を多言語で表示できる環境の整備や、タブレット端末を利用して会話をリアルタイムに文字化するシステムの導入について、準備を進めていく。</p> <p><b>4 (1)ア、イ(2) 花井教育長</b></p> <p>現在、本市では約200名の方々が無償の外部指導者として中学校部活動の支援をしてくれている。この方たちには、民間企業従事者や大学生、教員OB等が含まれている。外部指導者は、教員の代わりに単独指導ができる立場ではないが、技術指導やメンタル面の相談など、子供たちにとって有益な取組みをしてきている。無償のボランティアにもかかわらず、こんなにも多くの人材が、中学校部活動に関わってくれていることに大変感謝している。ただいま公募中の部活動指導員については、市の非常勤職員としての身分を有し、教員に代わって単独指導することができるが、勤務時間数等の条件が合わず、当初の見込みより応募者が少ない現状にある。現在、活躍している外部指導者の中からも、条件が合う方は部活動指導員として任用できるものと思うが、さらなる人材の発掘と確保は必要と考えている。国の部活動ガイドラインでは、将来的に学校単位を超えた地域としてのスポーツ活動の機会確保や充実が唱えられており、本市の部活動運営方針でも保護者や地域との連携として、地域人材の発掘、活用を促している。教育委員会としても、スポーツ振興を所管する市民部と連携する中で、人材発掘に努めるとともに意欲のある子供たちが地域の中でスポーツに励むことができる環境を整えていきたいと考えている。</p> <p>2点目。本市としては、外国語教育を推進するリーダー研修、ALT等外部人材や教材の活用の仕方を学ぶ研修、文部科学省教科調査官による講演など、様々な研修会を開催している。また、小学校教諭の英語指導力を向上させるため、4週間にわたるマレーシアでの海外研修も実施している。さらに、本年度は、外国語教育</p>

質問	答弁
<p>そこで、市としてどのような対策を講じていくのか伺う。</p>	<p>の研究を進める教育研究校を指定している。ここで得られた成果を研修会や指導主事の学校訪問等の機会に周知する。こうした取り組みにより、各小学校の外国語教育の充実に努めていく。また指摘のとおり、中学校においても、生徒が習得する単語数の増加、オールイングリッシュでの授業の実施など、これまで以上の指導力が求められるようになる。これらに対しても、研修や指導主事の学校訪問による指導を充実させることにより、教員の指導力の向上に努めていく。</p>
<p><b>5 浜松城公園整備について</b></p> <p>(1) 「歴史が薫る」を最大のコンセプトとして、公園整備を進めていくべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 北方面から市役所駐車場へ入庫しようとするほぼ全ての車が市庁舎南東の信号機をUターンしているが、大動脈である幹線道路でのUターンは異常である。</p> <p>将来的に浜松城公園となる元城小跡地の東側の一部を進入路としてはと考えるがどうか伺う。</p>	<p><b>5 (1) 伊藤花みどり担当部長</b></p> <p>本市では、平成 26 年 2 月に浜松城公園長期整備構想を策定し、「歴史の継承・市民文化創造の杜」をテーマに掲げ、公園全体を、「浜松城を中心とした歴史ゾーン」など 4 つにゾーニングしている。今後の整備は、歴史ゾーンを中心に進めていく計画である。昨年度の天守曲輪の発掘調査では、安土桃山時代と推定される多量の瓦や、石塁の遺構が発見され、これらは文化財的な価値が高いものと考えている。本年度は、追加発掘調査を進め、天守曲輪の土塀延長の可否や進め方について、歴史専門家の意見を踏まえ判断していく。また、南エントランスゾーンでは、お城へのよき眺望となる広場の整備や遺構の展示、解説サインの設置を行う。旧元城小学校跡地は、本年度、校舎等の解体後、31 年度以降の発掘調査により、遺構や遺物の歴史的価値を検証する。本市としては、引き続き、浜松城の風格を保つ「歴史が薫る」公園整備を進めていく。</p> <p><b>5 (2) 松原財務部長</b></p> <p>市役所駐車場に隣接する元城小学校跡地は浜松城公園長期整備構想でメインエントランスと位置づけられ、来年度から遺構調査を予定している。また、この構想では、市役所庁舎の既存の地下駐車場を公園の駐車場として活用することを考えている。このことから、市役所駐車場の進入路についても、遺構調査の結果を踏まえた遺構の保存、活用、整備の手法を考慮した公園づくりの内容を踏まえて、最適な導線を検討していく。</p>
<p><b>6 はまホール、高砂小跡地について</b></p> <p>(1) 両跡地は市中心部にあり、一等地である。跡地利用について、早期に方向性を示すべきと考えるがどうか伺う。</p>	<p><b>6 (1) 鈴木副市長</b></p> <p>はまホール及び高砂小学校跡地は、市中心部にある貴重な財産であり、集積する商業やオフィス、官公庁、教育、医療、居住、歴史文化など多様な都市機能との関連性からその活用方法を慎重</p>

質問	答弁
<p>(2) 行政財産の廃止等において、マネジメントを所管する部署はどこなのか伺う。</p> <p><b>7 浜名湖の活用について</b>  女性視点やサウンディング型市場調査を踏まえ、さかなセンター・海鮮市場がある沼津・焼津・御前崎に負けないぐらいの豊富な海産物を最大限生かし、浜名湖全体の活用を点から線、線から面へと進めるために、今後、具体的にどのように展開していくのか伺う。</p>	<p>に検討していく必要があると認識している。このため、土地建物単体の部分的な議論だけではなく、産業や地域コミュニティの創出、文化の創造など、街の顔づくりの観点を含めた議論も重要となってくる。今後、はまホール及び高砂小学校の跡地利用については、前述した多様な都市機能との連携のほか、地域事業にも配慮しながら、総合的な活用方法を検討していく。</p> <p><b>6 (2) 松原財務部長</b>  本市保有の公共施設のマネジメントは、平成 28 年 3 月に策定された公共施設等総合管理計画に基づいて行われており、個々の公共施設の将来的なあり方の検討は、総合管理計画を所管するアセットマネジメント推進課が施設所管部局と連携して取り組んでいる。公共施設の活用の検討及び検討結果に基づく新たな用途での活用や処分は、市民サービスの向上、効率的な行財政運営の観点から、迅速かつ適切に進める必要がある。今後、施設のあり方を検討する際には、アセットマネジメント推進課が今まで以上にリーダーシップを発揮して関係部局との連携を強化して調整にあたり、スピード感をもって適切なマネジメントを行っていく。併せて、さらなるヒアリングの強化や施設カルテ更新時のチェック強化など、施設所管課からアセットマネジメント推進課へ行政財産にかかる情報が的確に集約される仕組みづくりも検討していく。</p> <p><b>7 長田副市長</b>  サウンディング調査を実施した弁天島海浜公園については、観光誘客や地域活性化に寄与する施設を民間活力により再整備していきます。現在そのための準備を進めており、来年度には公募していく予定である。提案の「さかなセンター」は再整備の一例として考えられる。また、浜名湖は、浜名湖八景などの景勝地、舟運、たきや漁、フラワーパーク、舘山寺温泉などの多岐にわたる観光資源を同時に楽しめることが強みである。国内外の方々に浜名湖を観光地として選んでもらうには、こうした浜名湖ならではの強みを更に伸ばし、発信していくことが必要になる。このため、本市としては、官民 30 団体で構成する浜名湖観光圏整備推進協議会において、再整備する弁天島海浜公園も含め、様々な観光資源の魅力を高めながら、女性をはじめ多様化している観光ニーズに対応した特徴ある旅行商品を造成するとともに、ターゲットに応じた戦略的なプロモーションも展開していく。</p>

質問	答弁
<p><b>8 生ごみ対策について</b></p> <p>ごみ処理には年間約62億円と莫大な経費がかかっている。家庭から出る燃えるごみのうち生ごみは約4割を占めるが、この生ごみの量を減らせば相当な経費削減が期待できる。そこで、以下2点伺う。</p> <p>(1) まずは市職員全員を対象に効果的な手法での実験に取り組み、アンケートなどから得た正確なデータを基に実効性ある対策をとってはと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) ごみの分別など、日々の生活の中で全ての市民が意識し、それぞれの環境の中で取組みができる対策を講ずべきと考えるがどうか伺う。</p>	<p><b>8 (1)(2) 影山環境部長</b></p> <p>家庭から排出されるもえるごみのうち、生ごみが4割を占めており、そのおおよそ8割が水分であることから、この水分を減らすために、「ぬらさない」「かわかす」「しぼる」の三つの実践をお願いしている。市民の皆さまに、生ごみの減量に取り組んでもらうため、平成11年度から生ごみを乾燥させるための処理機の購入費補助を開始し、これまでに9,415世帯に交付した。また、平成17年度からは、生ごみを堆肥化する容器の無料配布を加え22,581世帯に配布した。平成27年度からは、家庭で誰でも簡単にできる「水切り・ひとしぼり」のグッズとして水切りプレスの無料配布も行っている。生ごみ処理機や堆肥化容器の利用者のうち7割は、50%以上の生ごみを減量することができたという結果が得られており、一定の効果があることを確認している。本年度は、水切りプレス配布者も含めた利用者アンケートを実施し、それぞれの削減効果を検証していく。また、生ごみの減量においては、生ごみの発生を抑制することが重要であるため、本年度から、飲食店やスーパーなどを中心に協力店を募り、ポスター掲示などによるPRを行うことで、「使い切り」「食べきり」の意識啓発も行っていく。ごみの減量には、市民の皆さまの関心を高め、実践のきっかけを提供し、実践を継続してもらうためのサポートを行うことが重要であると考えている。このため、この5月から新たに、区役所や協働センターに各区のごみ排出量を掲示して、ごみの現状の見える化を行うとともに、7月には、ごみ減量推進大会を開催し、地域の皆さまと連携した全市的な運動として展開していきたいと考えている。今後も、ごみ減量の必要性や身近な実践事例を丁寧にお伝えし、市民の皆さま一人ひとりのライフスタイルに合った方法で、ごみ減量に取り組んでもらえるよう努めていく。</p>
<p><b>9 中小企業振興基本条例制定に向けて</b></p> <p>人口減少やグローバル化などにより、地域経済を取り巻く環境が厳しさを増す中で、本市が継続的に発展するためには、市内事業所の大部分を占める中小企業に対する振興施策を推進する必要がある。これまでも、市長を先頭にさまざまな支援策・施策を講じてきた。</p> <p>今後とも、これまでの実績を将来にわたって確実なものにするために、中小企業に対する「基本方針」「基本的施策」</p>	<p><b>9 鈴木市長</b></p> <p>本市では「はままつ産業イノベーション構想」に基づき、次世代自動車や光・電子など成長6分野に重点的に支援を行うとともに、創業しやすい環境を整備し、ベンチャー企業集積の実現を目指すなど、浜松らしい迅速な産業施策の充実を図っている。また、浜松商工会議所や市内4商工会、静岡県中小企業団体中央会等の関係団体と意見交換の場を数多く持つことで、資金繰りや事業継承等、中小企業を取り巻く課題を共有し、解決のための施策の構築に反映している。質問の中小企業振興基本条例は、中小企業と行政、関係する機関の役割や必要な施策を明文化し、それぞれの意識向上を図るとする理念を定めたものであり、平成25年度の中小企業基本法改正、平成26年度の小規模企業振興基本法制定を機</p>

質問	答弁
<p>「市の責務」「中小企業者等の責務」「市民等の理解及び協力」などを定めた、(仮称) 浜松市中小企業振興基本条例を制定してはと考えるがどうか伺う。</p> <p><b>10 JT工場跡地について</b></p> <p>日本たばこ産業株式会社浜松工場の跡地約10.6ヘクタールを浜松市内の企業が取得し、今後、住宅を主とした土地利用を計画している。</p> <p>当然のことながら民間主導で事業計画が進められていくことになるが、全戸への太陽光パネル整備などに対する側面的な支援をして、再生可能エネルギーの街としての環境整備ができないか伺う。</p>	<p>に、都道府県を中心に設置されている状況。本市は現在、条例を制定していないが、少子高齢化やグローバル化、IT化などの社会環境が大きく変化していることから、中小企業のより一層の振興を図るため、条例の制定について検討していく。</p> <p><b>10 岡本都市整備部長</b></p> <p>本市は、今後の住宅、都市開発におけるスマートタウン化を促進するため、平成29年度に浜松市版スマートタウンガイドラインを策定した。今年度からは、スマートタウン開発を促すため、ガイドラインに沿った3,000㎡以上の宅地開発を行う事業者には公共施設築造費等へ支援を行うこととした。こうしたなか、JT工場跡地を取得した事業者にも、ガイドラインの趣旨を理解いただき、土地利用計画を策定しているところである。今後もスマートタウンが実現する様、協議をすすめていく。</p>